

鳥取県告示第 420 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

介護予防事業者

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地 | 介護予防事業の種類 | 指定年月日 |
|-----------|---------------|------------|---------------|------------|-----------------|
| 有限会社はごろも | 鳥取市徳尾 443-9 | はごろも | 鳥取市徳尾 443-9 | 介護予防訪問介護 | 平成 20 年 4 月 1 日 |
| 鳥取医療器株式会社 | 鳥取市西品 治 815-8 | 鳥取医療器株式会社 | 鳥取市西品 治 815-8 | 介護予防福祉用具貸与 | 〃 |